

秋田県告示第101号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和3年2月19日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
令和3年2月4日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社間宮工務店
横手市赤坂字森崎169
代表取締役 永 須 壽 志
秋田県知事許可（般-30）第80594号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和3年2月4日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
令和3年2月5日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
佐藤建築
横手市大森町板井田字南松田22
佐 藤 勇
秋田県知事許可（般-28）第80206号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
令和3年2月5日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。